

中国における著作権登録制度

遠 藤 誠*

抄 録 中国の著作権登録制度には、①著作権侵害を主張する際の立証の容易化、②商標の冒認出願への対抗手段、③著作権取引の円滑化等のさまざまなメリットがあり、近時、登録件数が増加する傾向にあります。日本企業としても、日本で著作権侵害訴訟を提起するよりも、中国で著作権侵害訴訟を提起する可能性の方がはるかに高いことから、今後は、中国での著作権登録を積極的に行っていく必要があると思われます。

目 次

1. はじめに
2. 中国の著作権法制度における著作権登録制度の位置付け
3. 著作権登録の要件
4. 著作権登録の効果
5. 中国の著作権登録を行うことのメリット
 5. 1 著作権侵害の立証の容易化
 5. 2 商標の冒認出願に対する対抗手段
 5. 3 著作権取引の円滑化
 5. 4 商標登録よりも迅速・安価・効率的
 5. 5 日本での著作権登録書類よりも便利
6. 一般的な著作物の著作権登録手続
 6. 1 手続の流れ
 6. 2 必要書類
 6. 3 費用
7. ソフトウェア著作物の著作権登録手続
 7. 1 手続の流れ
 7. 2 必要書類
 7. 3 費用
8. おわりに

1. はじめに

中国の著作権（「版權」ともいいます）登録制度は、ある著作物（例えば、企業のロゴマークやキャラクター、製品のパッケージやカタログ、ウェブサイト、ソフトウェア等）の著作権

を中国において任意で登録しておき、著作物登録証書を取得しておくという制度です。この制度には、後述するように、さまざまなメリットがあるため、近時、登録件数が増加する傾向にあり、日本企業の知財担当者にとって、押さえておくべき基本事項の一つといえます。そこで、本稿では、中国の著作権登録制度のメリット、登録手続等について解説したいと思います。

なお、本稿では、中華人民共和国のうち、台湾、香港及びマカオを除いた中国本土地域を「中国」と呼ぶこととします。本稿は、中国の著作権登録制度のみを対象とします。

2. 中国の著作権法制度における著作権登録制度の位置付け

中国の著作権法制度の下では、著作権は、著作物の創作が完成した日より発生することとされており、著作権の取得は、登録等の手続や方式を要件としていません（無方式主義）。したがって、著作権の取得にあたって、著作権登録手続を行う必要はありませんが、任意に著作権登録手続を行うことは可能です。

著作権法及び著作権法実施条例には著作権登録手続に関する規定は含まれていませんが、著

* 弁護士・博士（法学） Makoto ENDO

作物任意登録試行弁法が、著作物の任意登録の要件、登録機関、登録手続等について規定しています。最高人民法院による「著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」7条1項及び著作権行政処罰実施弁法19条は、著作権に関わる原稿、原本、合法的出版物、著作物登録証書、認証機関の発行する証明、権利取得の契約書等は、証拠とすることができると規定しており、著作物登録証書を、著作権を有することの初歩的証明に用いることができることを明らかにしています。「初歩的証明」とは、相反する証拠がないか、又は相反する証拠があってもそれが事実か否かを証明できない場合には、当該文書に記載されている事実が正しいと推定されることを意味します。逆に言えば、著作物登録証書を法院等に提出しても、初歩的証明としての効力しかなく、自己が著作権を有することの絶対的な立証手段とはならず、相手方は反証が可能です。また、コンピュータ・ソフトウェア保護条例7条1項によると、コンピュータ・ソフトウェア（以下「ソフトウェア」といいます）の著作権者は、ソフトウェア登録機関において著作権登録をことができ、ソフトウェア登録機関が発行する登録証書は登録事項の初歩的証明となります。ソフトウェア登録機関としては、「中国著作権保護センター」（英文名称は「Copyright Protection Center of China (CPCC)」）があります。

なお、著作権法実施条例25条によると、著作権使用許諾契約及び著作権譲渡契約を締結する場合は、著作権行政管理部門に届出を行うことができます。また、著作権法26条によると、著作権に質権を設定する場合は、質権設定者及び質権者が質権設定登記手続を行うこととされています。本稿では、一般的な著作物及びプログラム著作物の著作権登録制度についてのみ解説することとし、著作権に関する契約届出や質権設定登記については割愛します。

3. 著作権登録の要件

中国の著作権法制度の下では、著作物といえるためには、ある程度の独創性が必要です。例えば、数個の文字の組合せだけでは、独創性が認められにくいといえます。

不登録事由としては、①著作権法の保護を受けない著作物、②著作権保護期間を経過した著作物、③法により出版・伝達が禁止されている著作物があります（著作物任意登録試行弁法5条）。

漫画の各登場人物や、ある特定の登場人物のさまざまな表情やポーズ等のように、関連性のある複数の著作物については、それらをまとめて「シリーズ著作物」として、1つの著作権登録の対象にすることができます。

ソフトウェア著作物の場合は、独立して開発され、又は原著作権者の許諾を得て既存のソフトウェアについて修正した後に形成される機能又は性能の分野において重要な改良のあるソフトウェアでなければなりません（ソフトウェア著作権登録弁法7条）。

なお、著作権登録手続における登録機関による審査は、形式審査のみであるため、著作権登録の要件を欠如する（例えば、他人の著作物の冒認である場合）のに著作権登記されるケースも無いとはいえません。

4. 著作権登録の効果

著作権登録機関は、審査の結果、著作権登録が認められると判断する場合、申請人から著作権登録機関に全ての必要書類が提出されてから1か月以内に、「著作物登録証書」（中国語では「作品登記証書」）を発行し、公告を行います（著作物任意登録試行弁法9条）。「著作物登録証書」には、登録番号、著作物の名称、著作物の種類、著作者、著作権者、創作完成日、最初の発表日、登録日が記載され、登録機関（国家著作権局）の印章が押捺されます。

ソフトウェア著作物の場合、中国著作権保護センターは、申請を受理した日から60日以内に審査を完了し、「ソフトウェア著作権登録証書」を発行し、公告を行います（ソフトウェア著作権登録弁法20条）。「ソフトウェア著作権登録証書」には、証書番号、ソフトウェアの名称、著作権者、開発完成日、最初の発表日、権利取得方式、権利範囲、登録番号、登録日が記載され、登録機関（国家著作権局）の印章が押捺されます。

5. 中国の著作権登録を行うことのメリット

5.1 著作権侵害の立証の容易化

中国では、映画、書籍及びソフトウェア等の著作物の著作権侵害行為が極めて多いのが実状です。中国で著作権侵害を理由に、法院に著作権侵害訴訟を提起し、又は行政当局に行政処罰を申し立てる等の権利行使をする場合、自己が著作権者であること、及び相手方の被疑侵害行為時よりも前に自己の著作権が成立していたこと等を立証する必要があります。しかし、当該立証は、実際には、困難であることが少なくありません。なぜなら、著作権は著作物を創作しただけで権利が成立するため、特許及び商標等のように出願日及び権利内容等が記載された公報が存在しないからです。したがって、著作権の存在を主張しようとする者としては、例えば、著作物の制作に関する契約や社内資料等を証拠として提出することが考えられますが、そもそもそのような契約や社内資料等を作成しておらず、作成していたとしても証拠としての信用性が低いことも少なくありません。

もし、著作権の存在を主張しようとする者が、あらかじめ、著作権登録を行い、著作物登録証書を取得していれば、著作物登録証書を法院等に提出するだけで、自己が著作権者であること、及び遅くとも著作権登録日には自己の著作権が

成立していたことが推定されることとなります。これに対し、相手方当事者が反証を試みるわけですが、反証が成功しなければ、通常、著作物登録証書に記載された事実どおりに認定されることとなります（但し、例えば、登録した著作物に十分な独創性が欠如しているような場合には、著作物登録証書を取得していたとしても、法院等は著作権の成立を認めません）。このように、著作権登録を行い、著作物登録証書を取得していることは、著作権者が著作権を行使する際の立証負担を軽減することに繋がります。

5.2 商標の冒認出願に対する対抗手段

商標の冒認出願とは、外国の商標が中国では商標登録されていないことを奇貨として、第三者が先に当該商標を出願・登録することです。中国では、第三者による商標の冒認出願が多く発生しています（例えば、漫画キャラクターが、さまざまな商品・役務で冒認出願される等）。

自己の著作物を第三者に商標として冒認出願されたとしても、事後的に異議申立てや無効審判で争うことができます。その際の根拠として、商標法32条前段（「商標登録の出願は、他人の既存の権利を侵害してはならない。」）がよく使われます。「他人の既存の権利」には、係争商標の登録出願日前に取得された著作権が含まれるため、中国であらかじめ著作権登録を行っておくことにより、第三者による商標の冒認出願への対抗措置を講じることが容易となります。

5.3 著作権取引の円滑化

著作権者は、その有する著作権の使用許諾契約又は譲渡契約を締結する場合、自己が当該著作権の合法的権利者であることを証明する必要があります。この場合、著作物登録証書を取引相手に呈示することで、自己が著作権者であることを示すことができるという意味で、著作権登録は、著作権取引の円滑化に役立ちます。

5. 4 商標登録よりも迅速・安価・効率的

商標登録は、出願人が指定した商品・役務についてのみ権利を主張できるにすぎず、また、多くの商品・役務を指定して出願すると、多額の費用が発生します。しかも、中国の商標局が出願書類を受理してから実体審査を経て登録されるまで、約9か月を要します。さらに、商標登録の要件は商標法で限定されており、異議申立てや無効審判請求を受ける可能性もあります。

これに対し、著作権登録は、商品・役務を指定するわけではないため、権利範囲が広く、また、通常、商標登録の場合のような多額の費用は発生しません。しかも、形式審査しか行われない著作権登録の場合は、通常、商標登録の場合よりもはるかに短い期間で登録されます。さらに、商標登録の場合における異議申立てや無効審判請求という制度はありません。

以上のように、著作権登録は、商標登録に比べて、手続きに要する時間や費用が少なく、権利範囲も広く、効率的であるといえます。

5. 5 日本での著作権登録書類よりも便利

日本の著作権者としては、日本で著作権登録を行い日本での著作権登録書類を取得すること、及び中国で著作権登録を行い中国での著作物登録証書を取得することのいずれも可能です。

しかし、中国の法院で著作権を行使しようとする場合、外国で生じた証拠については当該外国での公証・認証手続を行わなければ証拠採用されないため、日本での著作権登録書類については日本で公証・認証手続を行う必要があります。また、日本語で記述された日本での著作権登録書類を、中国語に翻訳する必要もあります。

これに対し、中国で著作権登録を行っている場合は、中国での著作物登録証書を提出することで、公証・認証手続及び翻訳を行わずに、簡単に著作権者としての地位を証明できます。

このように、中国の法院で著作権を行使するケースを考えた場合（実際、日本で著作権侵害訴訟を提起するよりも、中国で著作権侵害訴訟を提起する可能性の方がはるかに高いと思われます）、日本での著作権登録書類よりも中国での著作物登録証書の方が便利であるといえます。

6. 一般的な著作物の著作権登録手続

6. 1 手続の流れ

各省・自治区・直轄市の版權局は各管轄地域の著作者・著作権者の著作物登録業務に責任を負い、実際の事務処理は、各省・自治区・直轄市の版權保護センター（地方によって名称が異なります）が行います。国家版權局は外国・台湾・香港・マカオの著作者・著作権者の著作物登録業務に責任を負い、実際の事務処理は、中国版權保護センターが行います（著作物任意登録試行弁法3条¹⁾）。

以下、中国版權保護センターでの著作権登録手続の流れについて説明します。

- ①中国版權保護センターのウェブサイト²⁾でユーザー登録を行う。
- ②登録の類型を選択し、申請書に入力する。プリントアウトした申請書に署名・捺印をした後、郵送又は直接提出する。
- ③申請書等の資料の確認を受けた後、登録申請費用を納付する。
- ④申請書等の資料に形式的な問題がなければ、受理通知書が送付されてくる。
- ⑤申請につき審査が行われ、問題がなければ、著作権登録証が送付されてくる。

所要期間は、上記①～⑤までで、通常、約1か月～1か月半です。

6. 2 必要書類

著作権登録出願に必要な書類は、以下のとおりです（著作物任意登録試行弁法8条）。

①著作権登録申請書

著作物の名称、著作物の類型（文字、音楽、演劇、美術、図形等）、著作物の性質（独創、翻訳、編集等）、著作権者の名称・国籍、法人の情報、創作者の名称、創作完成日、創作完成場所、最初の発表日、最初の発表場所、最初の発表形式（出版、展覧会等）、著作物の形式（職務著作物、委託著作物、法人著作物、合作著作物等）を記載し、申請者の署名を要します。

②著作物登録表

③著作者又は著作権者の身分証明書

個人の場合はパスポートのコピー等、法人の場合は会社登記事項証明書を提出します。

④権利帰属証明

著作権登録申請の対象たる著作物の著作権が申請者にあること、提出書類の内容が真実かつ合法的なものであることを保証する旨を記載し、申請者の署名を要します。

⑤著作物説明書

著作物の名称、著作物を創作した目的、構想から完成に至るまでのプロセス、著作物の独創性はどのような点にあるか等を記載し、申請者の署名を要します。

⑥著作物見本

著作物のコピー・写真等を提出します。

⑦委任状、代理機構の身分証明書

6.3 費用

①登録申請費用 300円

②代理機構報酬 2,000～4,000円(報酬の金額は、代理機構により異なります。)

③会社登記事項証明書等の翻訳費用

7. ソフトウェア著作物の著作権登録 手続

7.1 手続の流れ

ソフトウェア著作権登録弁法6条2項による

と、中国著作権保護センターは、国家著作権局が認定する唯一のソフトウェア著作権登録機関です。

以下、中国著作権保護センターでのソフトウェア著作権登録手続の流れについて説明します。

①中国著作権保護センターのウェブサイト²⁾でユーザー登録を行う。

②登録のタイプを選択し、申請書に入力する。プリントアウトした申請書に署名・捺印をした後、郵送又は直接提出する。

③申請書等の資料の確認を受けた後、登録申請費用を納付する。

④申請書等の資料に形式的な問題がなければ、受理通知書が送付されてくる。

⑤申請につき審査が行われ、問題がなければ、ソフトウェア著作権登録証が送付されてくる。所要期間は、上記①～⑤までで、通常、約1か月～2か月半です。

7.2 必要書類

ソフトウェア著作権登録出願に必要な書類は、以下のとおりです（ソフトウェア著作権登録弁法9～18条）。

①著作権登録申請書

ソフトウェア著作物の名称・略称・バージョン、開発完成日、最初の発表日、開発の状況（独立開発、合作開発、委託開発、プロジェクト任務開発）、権利取得の状況（原始取得、譲受取得）、権利の範囲、ソフトウェアの用途・技術の特徴（ソフトウェアの名称、用途、技術特徴、ソフトウェアとハードウェアの開発環境、プログラミング言語とプログラミング言語バージョン番号、プログラムのサイズ、小売価格）、ソフトウェア著作権の保有状況、申請者の状況、ソフトウェア識別資料の入金方法を記載し、申請者の署名を要します。

②ソフトウェア(プログラム及びドキュメント)の鑑別資料
登録を申請するとき、下記の(ア)又は(イ)

を選ぶ必要があります。一般的に、(イ)は、(ア)より、その提出するプログラム及びドキュメントに特別の処理を加えるため、秘密保持の点からみれば、(イ)の方が有利です。

(ア) 一般的な提出保存方法（ソフトウェア著作権登録弁法10条）

ソースプログラム及びいずれかの種類のドキュメントの最初と最後のそれぞれ連続する30ページにより構成します。プログラム及びドキュメントの全体が60ページに満たない場合は、プログラム及びドキュメントの全体を提出します。特段の事情がある場合を除き、プログラムは各ページ50行以上で、ドキュメントは各ページ30行以上を要します。

(イ) 例外的な提出保存方法（ソフトウェア著作権登録弁法12条）

以下のいずれかの方法によることができます。

(i) ソースプログラムの最初と最後のそれぞれ連続する30ページのうち、機密部分については黒色の幅広斜線を用いて覆う（但し、覆われる部分は、提出保存するソースプログラムの50%以下）という方法。

(ii) ソースプログラムの連続する最初のページから10ページまでに、ソースプログラムの任意の部分の連続する50ページを加えるという方法。

(iii) オブジェクトプログラムの最初と最後のそれぞれ連続する30ページに、ソースプログラムの任意の部分の連続する20ページを加えるという方法。

③ 著作者又は著作権者の身分証明書

個人の場合はパスポートのコピー等、法人の場合は会社登記事項証明書を提出します。

④ 著作権帰属を示す契約書又はプロジェクト任務書

ケースに応じて、委託開発契約書、共同開発契約書、著作権譲渡契約書等を提出します。

⑤ ソフトウェア著作物説明書

ソフトウェア著作物の名称、当該著作物を創作した目的、構想から完成に至るまでのプロセス、当該著作物の独創性はどのような点にあるか等を記載し、申請者の署名を要します。

⑥ 委任状、代理機構の身分証明書

7. 3 費用

① 登録申請費用 無し（2017年4月1日から、中国著作権保護センターは、ソフトウェア著作権の登録申請費用の徴収を停止しています。）

② 代理機構報酬 2,000～5,000元（報酬の金額は、代理機構により異なります。）

③ 会社登記事項証明書等の翻訳費用

8. おわりに

以上のとおり、中国の著作権登録制度にはさまざまなメリットがあり、近時、登録件数も増加傾向にあります。日本企業としても、日本で著作権侵害訴訟を提起するよりも、中国で著作権侵害訴訟を提起する可能性の方がはるかに高いことから、今後は、中国での著作権登録を積極的に行っていく必要があると思われます。

注 記

1) <http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/contents/483/302180.html>

2) <http://www.ccopyright.com.cn/>

(URL参照日は全て2018年10月12日)

(原稿受領日 2018年9月21日)